

入学願書・誓約書

(記入日) 西暦 年 月 日

受験生本人が黒太枠内の項目を全て記入してください。

研究科・専攻 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 人間社会研究科 人間学専攻
	<input type="checkbox"/> 人間社会研究科 実践福祉学専攻
	<input type="checkbox"/> 仏教学研究科 仏教学専攻
	<input type="checkbox"/> 環境学研究科 環境マネジメント専攻
入学区分 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 正科生 <input type="checkbox"/> 科目等履修生
受験番号	
フリガナ	(セイ) (メイ)
氏名	(姓) (名)
居住地 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他 国名()
性別 いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 西暦 年 月 日
本学在籍時 学籍(受講)番号	該当者のみ 過去に本学通信教育部の正科生(学部・院)を卒業された方(卒業見込みを含む)は、出願資格を証明する書類の提出と入学金を免除します。
学歴 (高等学校から最終学歴まで記入)	卒業等年月(西暦) いずれかに○
高等学校	年 月 卒業 卒業・卒業見込 退学・退学見込 卒業・卒業見込 退学・退学見込 卒業・卒業見込 退学・退学見込 卒業・卒業見込 退学・退学見込
現在の勤務先(離職中の方は記入不要) (出願書類「履歴書」も別途ご提出ください)	現在の勤務開始年月(西暦) 年 月 ~現在に至る
現在の職務内容(具体的に) :	
誓約書	
入学願書の事項に相違ないことを誓います。また、貴学に入学許可のうえは、貴学の建学の精神に則り学則、ならびに関連諸規程を遵守し、勉学に精励し、裏面記載の学費(正科生は1年次から2年次までの合計相当額、科目等履修生は単年度ごとの合計相当額。正科生は留年時分及び休学時分も含む。)は期日までに納入し、構内の備品等を破損・汚損せず、学生の本分に反しないことを誓約します。 また、在学中のスクーリング受講にあたっては裏面記載の「スクーリング受講時の健康管理」の内容を理解し、自己の責任において健康を管理することを誓います。	
氏名(自署) _____	

学費

入学時納入金の納入は入学手続時に、学費の納入は2月中旬の学年更新(履修登録)時に行います(一括納入)。
経済事情等の変化によって必要がある場合は、学費を改定することがあります。

正科生

研究科	専攻	年度	入学金	研究指導料	授業料	合計(年額)
人間社会研究科	人間学専攻	2022年度	40,000円	80,000円	220,000円 ※1	340,000円
		2023年度以降	—	80,000円	1単位あたり11,000円	履修する科目により異なる
	実践福祉学専攻	2022年度	40,000円	80,000円	33,000円～ ※2	153,000円～
		2023年度以降	—	80,000円	1単位あたり11,000円	履修する科目により異なる
仏教学研究科	仏教学専攻	2022年度	40,000円	80,000円	88,000円～ ※3	208,000円～
		2023年度以降	—	80,000円	1単位あたり11,000円	履修する科目により異なる
環境学研究科	環境マネジメント専攻	2022年度	40,000円	80,000円	132,000円～ ※4	252,000円～
		2023年度以降	—	80,000円	1単位あたり11,000円	履修する科目により異なる

※1 初年度必修5科目(20単位)の金額

※2 初年度必修2科目(3単位)の最低金額

※3 初年度必修2科目(8単位)の最低金額

※4 初年度必修3科目(12単位)の最低金額

太枠箇所は2022年度入学の入学時納入金です。

スクーリングを受講する場合は、入学後に別途スクーリング申込および受講料の納入が必要です。

休学期間は1年単位(4月1日～3月31日)で通算して2年までです。また在籍料(年額20,000円)の納入が必要です。

科目等履修生

研究科	専攻	年度	入学金	研究指導料	履修料	合計(年額)
人間社会研究科	人間学専攻	2022年度	—	—	1単位あたり11,000円	履修する科目により異なる
	実践福祉学専攻					
仏教学研究科	仏教学専攻					
環境学研究科	環境マネジメント専攻					

2022年度入学時納入金です。

スクーリングを受講する場合は、入学後に別途スクーリング申込および受講料の納入が必要です。

スクーリング受講時等の健康管理

下記に該当する場合、または本学がスクーリングを受講できない健康状態であると判断した場合はスクーリングを受講することができません。

- 誓約書の提出が無く、自己の責任において健康を管理できない場合。
- スクーリング受講にあたって、本誓約書の記載内容に変更が生じ、その連絡を怠った場合。
- 学校保健安全法施行規則第18条に定める伝染病に感染した場合。
- その他、自己の責任において健康を管理することができない、または他の学生の影響を及ぼす健康状態であると、本学が判断した場合。

【参考】学校保健安全法施行規則(抜粋)

第三章 感染症の予防

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき伝染病の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
 - 二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

個人情報の取扱いについて

お願時にいただいた個人情報は本学の個人情報保護方針に則り、入学に関する連絡・諸手続ならびに本学の入学選抜等に関する情報通知、及び個人を特定されない方法での統計的集計に使用いたします。